

陳 情	受 理 番 号	130	受 理 年 月 日	令和5年9月20日	付 託 委員会	総 務
件 名	「シェルター建設」及び「建築基準法」に関する新たな法律の制定を求める陳情					

## 「シェルター建設」及び「建築基準法」に関する 新たな法律の制定を求める陳情

平成16年9月に「国民保護法」が施行された。

正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。

武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としている。

国の方針の下で国全体として万全の措置を講ずることとなっており全国、都道府県の国民保護計画が作成され本県も「沖縄県国民保護計画」が作成されている。

武力攻撃が迫り又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村から国民保護のための情報伝達的手段として国民保護サイレンがあり警報が発せられることになっている。

その時点で県民、国民は頑丈な建物や地下施設等へ避難しなければならない。しかし、本県では地下避難施設は数カ所しかなく、多くの県民や、国内外からの観光客等に犠牲者が出ることは、思慮される。

現に、ウクライナとロシアが戦争中であり、ウクライナでサイレンが鳴ると市民は急ぎ近くの建物や、地下鉄駅地下シェルターへ避難する様子が報道されている。

北朝鮮は国連決議を無視し、人工衛星打ち上げと称し、ICBM級のミサイルを我が国のEEZ内外へ発射を続けている。

中国は、台湾統一のために武力攻撃も辞さないとの事で台湾を取り囲み軍事演習を行っている。

先般、演習中に与那国島近海へミサイルが落下し島民はじめ日本政府へも大きな衝撃を与えた。与那国島や南西諸島や県内、国内にもミサイルから身を守るシェルターは全くありません。もし誤射があってもならないし、想定外と言っても許されるものではない。

国は常に危機管理意識をもって、いかに国民の生命、財産を守れるかが今問われていると言っても過言ではない。

したがって（仮称）「シェルター建設法」及び（仮称）「シェルター建設基準法」の制定を早急に図るべきである。

よって、ここに下記事項の意見書を提出するよう求めます。

#### 記

- 1, 消防法の対象となる設備を整えること
- 2, 食料品等及び炊飯器具の備蓄をすること  
ハラル食品、アレルギーを防ぐ食材の備蓄をすること
- 3, 乳幼児から女性に必要な物品等の備蓄
- 4, 医薬品等（放射能対策の飲み薬等、その他）
- 5, 医師、看護師等の確保をすること

以上

宛先、	内閣総理大臣	岸田 文雄
	防衛大臣	木原 稔
	国交大臣	斎藤 鉄夫
	沖縄県知事	玉城 デニー